

播磨町まちづくりパートナー事業Q & A集（令和6年度版）

■ 播磨町まちづくりパートナー事業について		
	ご質問	回答
1	播磨町まちづくりパートナー事業とはなんですか。	地域やまちの公益のための事業の提案に対して、町が提案者に協働し、事業の実現を目指す事業です。提案者は補助金を受け取るだけでなく、町と協働しながら事業の実現を目指す必要があります。
2	協働とはなんですか。	「住民と行政がそれぞれの特性を認め合い、それぞれの特性を活かし、信頼関係の元で役割分担をしてまちづくりに取り組むこと」を指します。
3	地域提案枠とチャレンジ応援枠のどちらに応募すればよいか分かりません。	まずはチャレンジ応援枠からの応募をお勧めしております。経費の使い方や書類の作成方法、事業の進め方などを細かく相談しながら活動を展開することができます。
4	過去に採択を受けた活動の実績は、審査の項目に含まれますか	提案のあった事業の実現可能性や適格性の点において、過去の活動の実績も踏まえて審査いたします。また、応募時点においてチャレンジ応援枠での申請をお勧めすることもあります。
■ 補助の対象となる団体について		
	ご質問	回答
1	本拠地が播磨町外である、又は、播磨町在住のメンバーが一人もいない団体ですが、補助の対象となりますか。	補助の対象となります。ただし、提案された事業が、播磨町民が任意に参加できる開かれたものであること、播磨町内をフィールドに実施されるものであることが条件になります。
2	活動を開始してから3年未満の団体であっても、地域提案枠に応募することは可能ですか。	可能です。（採択された場合、今後チャレンジ応援枠への応募はできません）
3	3人以上で構成される団体とありますが、どの範囲が構成員となりますか。	団体の意思決定や、会計などの実務に携わっている者、または中心的な役割として恒常的に団体に参加している者を指します。
■ 補助の対象となる事業について		
	ご質問	回答
1	どのような事業が補助金の対象となりますか。	協働のまちづくりの推進や第5次播磨町総合計画の実現を目的に、地域の特色や魅力を生み出し、その活動を町内に発信することで、さらなる町の活力を生み出すことができる事業を対象としています。 事例としては、播磨ゆめづくり塾や住民協働推進事業の採択例をご参照ください。
2	複数年にわたる事業は、どのような扱いになりますか。	原則として、採択は単年度の事業となり、翌年度以降の事業の採択は約束されるものではありません。応募時点で、数年後の目標とは別に、当年度に目標とする成果を設定してください。
3	参加費を徴収するなど、有料で行う事業は対象になりますか。	参加費を徴収する事業も対象となります。集めた参加費は、町からの補助金とは別会計として管理し、補助金の対象外となる経費や、不足分に充ててください。なお、営利を目的とする事業は認められていないことから、団体のメンバーで利益分配を行うことはできません。
4	サークル活動や居場所づくりを行いたいのですが、対象になりますか	人が集まる目的として、地域や社会の課題の解決を目的としている場合は対象となります。
5	レクリエーションや親睦的な事業とはどのような事業のことを言いますか。	私的なコミュニティが個人的に楽しくなることで完結する、新規性や将来的なビジョンの無い活動のことを言います。

播磨町まちづくりパートナー事業Q & A集（令和6年度版）

■ 補助の対象となる経費について		
	ご質問	回答
1	交付決定通知書を受ける前の経費は、補助金の対象となりますか。	経費の計上については、交付決定通知書が交付されて以降の経費が対象となります。
2	消耗品や備品について、経費の対象となる基準を教えてください。	どの消耗品や備品が対象となるかではなく、その消耗品や備品が事業を行うにあたり大切な役割を担うかどうか判断の基準になります。
3	お茶菓子や飲料ゼリーの購入費は経費に計上してもよいですか。	本事業の食糧費の範囲は原則「お茶代」のみとなっているため、対象外となります。
4	ジュースや粉末飲料の購入は可能ですか。	可能とします。
5	団体のメンバーが所有している物品を借り上げた場合、または作成した品物を買上げた場合の経費は計上できますか。	基本的にはできません。ただし、そのメンバーが個人事業主として事業を行っている場合など、例外となるパターンもありますので、ご相談ください。
6	交通費について、移動に車を利用した際はどのように請求すればよいですか。また、レンタカーやタクシーの利用は可能ですか。	基本的に最も安価な手段で移動していただくことになるので、タクシーやレンタカーの利用は認められません。電車やバスなど、公共交通機関をご利用ください。
7	移動に自家用車を使用した場合、そのガソリン代は認められますか。	領収書のない燃料代については、事務費として補助対象経費の5%を限度として計上できます。
8	印刷費について、委託に出さずに家庭用のプリンターで印刷を行いたい。この場合の経費はどのように計上すればよいですか。	領収書のない印刷代、電話代、郵送料、燃料代については、事務費として補助対象経費の5%を限度として計上できます。
9	事業を行う間、子どもを預かってもらう必要があります。保育の委託料を経費に計上することは可能ですか。	有償ボランティアの謝金程度については、対象とします。
10	勉強のために、講演会や研修会に参加したいと思います。その場合、何人までの参加が認められますか。	代表者1名のみとなります。ただし、参加したのちはメンバーで学んだ内容を共有していただく上、HPやSNSで情報を発信することを条件としております。
11	補助金は来年度以降の事業の実施にも活用できますか。	まちづくりパートナー事業の補助金は、今年度の事業の実施への補助金となります。補助金の請求は、枠の上限内において、実際に使った経費分のみを請求となります。また、概算払いを行っていた場合、残金は返還していただく必要があります。
12	領収書が無い経費であっても認められますか。	原則認められません。ただし、印刷代、電話代、郵送料、燃料代については、事務費として補助対象経費の5%を限度として計上できます。